

令和6年度

保育園のしおり

(運営規程兼重要事項説明書)

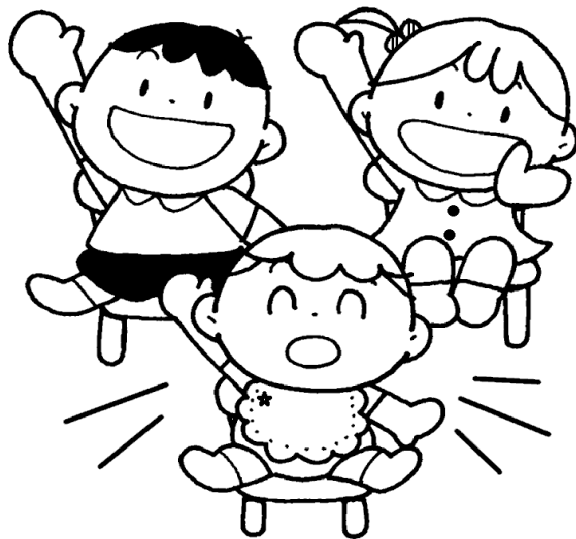


春日井市公立保育園

この「保育園のしおり」は入園式にご持参ください。

児 童 憲 章

- 1 児童は、人として尊ばれる
- 2 児童は、社会の一員として重んぜられる
- 3 児童は、よい環境の中で育てられる



ご入園、ご進級おめでとうございます。お子様によりよい園生活を送っていただくために、必要に応じご覧ください。

1 保育園とは

保育園は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。

2 保育の目標

心身ともにたくましく、よく遊ぶ子どもを育てる

- ◎ 生命を保持し情緒の安定を図る
- ◎ 心身の健康の基礎を培う
- ◎ 人とのかかわりの中で、愛情と信頼感、人権を大切にする心、自主・自立・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- ◎ 好ましい環境のもとで豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ◎ 言葉への興味・関心を育て、言葉の豊かさを養う
- ◎ 体験を通し豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う

3 保育時間

保育標準時間(11時間)又は、保育短時間(8時間)となります。

保育標準時間(11時間)を超える利用は延長保育となります。

開園時間：園により異なるため、巻末保育園一覧表をご参照ください。

4 休園日

- ・ 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- ・ 警報等の発表時等、特に必要があると認めるとき。

5 保育園の生活

国が定める保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、園が定める全体的な計画に沿って保育を実施します。

【保育園の一日】

	乳 児	幼 児
7:00	随時登園(健康観察) おやつ準備・おやつ あそび	随時登園(健康観察)
9:30		あそび
11:00		主活動
12:00	食事準備・食事	食事準備・食事
13:00	ひるね準備 ひるね	あそび ひるね
14:00	めざめ おやつ準備・おやつ 降園準備	〔 3歳児 4月～10月 4・5歳児(希望者) 7月～ 8月
15:00		おやつ準備・おやつ
16:00		降園準備
19:00	随時降園	随時降園

【主な行事等】(行事の内容は園によって異なる場合があります。)

4月	入園式	10月	運動会・遠足
5月	こどもの日を祝う会・遠足	11月	
6月		12月	生活発表会・クリスマス会 学校訪問(年長児)(12～2月)
7月	七夕まつり	1月	正月あそび
8月		2月	節分
9月	保育園交通安全教室(年長児) (交通児童遊園にて)(9～11月)	3月	ひなまつり会・卒園式

【その他】

誕生会	身体測定	交通安全指導	災害訓練	不審者対応訓練
保育参加	懇談会	食育指導	環境指導	

※ 行事については、園により変更・追加することがあります。

6 職員の体制

職員の配置については、国が定める最低基準以上とします。

職員数は各園で異なります。また、園児の数により変動することがあります。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ・ 園長 | 園の業務を統括する。 |
| ・ 副園長※ | 園長を補佐する。 |
| ・ 主任保育士 | 保育内容について保育士を統括する。 |
| ・ 保育士 | 保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。 |
| ・ 調理員 | 給食業務に従事する。 |
| ・ 嘱託医 | 園児の健康管理等についての業務を行う。 |
| ・ 嘱託歯科医 | 園児の歯の健康管理等についての業務を行う。 |
| ・ 看護師※ | 医療的ケア児等の対応を行う。 |
| ・ 事務員(現業員)※ | 保育園の事務及び現業に従事する。 |
- ※配置の無い園があります。

7 利用の開始及び終了に関する事項等

- (1) 市の利用調整を経て利用の決定をします。
- (2) 園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の実施を終了します。
 - ・当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき
 - ・保護者から園の利用について取消しの申出があったとき
 - ・その他当該園児の継続利用が困難と認められるとき

8 運営にあたって

- (1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、愛知県児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例、春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を遵守し運営します。
- (2) 春日井市、小学校、他の保育園、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子ども・子育て支援事業者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

9 利用者負担その他の費用について

- (1) 市が定める保育料をお支払いください(0～2歳児クラス)。支払方法は口座振替で、納期限(口座振替日)は毎月15日です。引き落としされなかった場合は、園長にお支払いください。

なお、保育料の滞納が続く場合は、児童手当から特別徴収(同意を得ず保育料分を徴収)を行うことがあります。

- (2) 次に定める費用について、実費相当分の負担をお願いします(給食費は保育料同様、口座振替)。

項目	対象	内容等	金額
給食費	3歳児クラス以上児	給食の提供に係る費用	月額4,560円 土曜日を利用する場合は、1日あたり228円が追加されます。
道具代等	3歳児クラス以上児	園児が使用する粘土、はさみ、登園カバン等	年額8,000円程度

10 非常災害対策

各園において、非常災害に備えて具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知します。

また、毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施します。

11 災害時の臨時休園の判断基準(一時保育も同様)

- (1) 臨時休園の判断基準

ア 風水害の場合

(ア) 警戒レベルに応じた基準

避難情報	開園前	開園後
警戒レベル5(緊急安全確保)	臨時休園	臨時休園となりますので、お迎えにきてください。
警戒レベル4(避難指示)		
警戒レベル3 (高齢者等避難)	原則開園 ただし、浸水想定区域内の保育園は、周辺の状況を踏まえ、危険が予想される場合はコドモンアプリ等で休園の連絡をします。	原則開園 ただし、浸水想定区域内の保育園は、周辺の状況を踏まえ、危険が予想される場合はコドモンアプリ等で休園の連絡をしますので、お迎えにきてください。
警戒レベル2	開 園	開 園
警戒レベル1	開 園	開 園

※ 警戒レベル3以上は、春日井市が発令する避難情報によります(気象庁等が発表する防災気象情報(警戒レベル相当)ではありません)。

※ 上記の基準によらず、状況に応じた総合的判断により臨時休園となる場合があります。

(イ) 警報に応じた基準

気象警報	開園前	開園後
特別警報	臨時休園	臨時休園となりますので、お迎えにきてください。
暴風(雪)警報	臨時休園	臨時休園となりますので、お迎えにきてください。
その他の警報 (大雨・洪水・大雪)	原則開園 ただし、浸水想定区域内の保育園は、周辺の状況を踏まえ、危険が予想される場合はコドモンアプリ等で休園の連絡をします。	原則開園 ただし、浸水想定区域内の保育園は、周辺の状況を踏まえ、危険が予想される場合はコドモンアプリ等で休園の連絡をします ので、お迎えにきてください。

※ 上記の基準によらず、状況に応じた総合的判断により臨時休園となる場合があります。

(ウ) 保育の再開

避難情報や警報が解除された場合は、開園します。

※ 平日午前11時(土曜日は午前10時)前に警報が解除され、午前11時(土曜日は午前10時)までに登園された場合は給食を提供します。

イ 地震の場合

	開園前	開園後
震度5強以上を観測	臨時休園	臨時休園となります。保護者の方の安全に留意し、お迎えにきてください。

※ 上記の基準によらず、状況に応じた総合的判断により臨時休園となる場合があります。

12 子育て支援

育児や子育てに関する相談を行っています。

園児の人権の擁護、虐待の防止のため必要な体制の整備や措置を行っています。

13 緊急時の対応

- (1) 緊急時に相談できる主治医を事前に把握し、適切な措置を講じます。
- (2) 保育提供時に園児の体調の急変や事故、その他緊急事態が生じたときは、該当園児の保護者等に連絡するとともに、緊急搬送等適切な措置を講じます。
- (3) 事故の状況や事故に際して講じた措置について記録し、保護者へ説明するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

14 災害共済給付

- (1) 保育園では、事故のないよう細心の注意をし、保育を実施しますが、集団生活では思わぬ事故が起こる場合がありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
なお、事故に備えてすべての園児は災害共済給付に加入しています。
- (2) 災害共済給付の掛金は、市が負担します。

15 登降園

- (1) 朝は、出来る限り午前9時30分までに登園してください。
- (2) 必ず大人が付き添い、迎えの人が代わる場合は事前にご連絡ください。
- (3) 登園前に、熱・下痢などがないか、体の調子をみてから登園してください。
- (4) 欠席される場合は、午前9時30分までに必ずアプリ等で連絡をしてください。
- (5) 交通安全に心掛け、ゆとりをもって登降園してください。
- (6) 送迎時における園付近の駐車は避け、近隣の方に迷惑をかけないようにしてください。
また、車上狙いに十分ご注意ください。
- (7) 駐車場を利用される場合は、互いに譲り合い、長時間の利用はご遠慮ください。
- (8) 降園後は、園内外において保護者の方が責任を持ち、お子様の安全管理をしてください。
- (9) お金、おもちゃ、お菓子などは持たせないようにしてください。
- (10) 園児の安全のため、門の開閉にご協力ください。
- (11) 門施錠時は、インターホンを押してください。

16 健康管理

(1) 定期健康管理

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内科健康診断	○						○					
歯科健康診断		○										
尿検査【幼児】							○					
身体測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ※ 健康状態は、常に把握するよう配慮しています。
- ※ 各園には内科・歯科の各医師を園医として嘱託しております。
- ※ 乳児・特別支援児は毎週1回、園医による健診等を行います。
- ※ 既往歴を把握して、必要な対応・連携を行います。

(2) 子どもに多い感染症

	登園のめやす
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫脹が出てから5日を経過し、全身状態がよければ
インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ解熱後3日を経過してから
手足口病	発熱がなく食事が普通にとれること
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過してから
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ等)	嘔吐・下痢が治まり、普段の食事がとれれば
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状がとれてから
溶連菌感染症	治療開始後24時間経過してから
伝染性紅斑(りんご病)	全身症状がよければ
伝染性膿痂疹(とびひ)	お休みの必要はありません
アタマジラミ	駆除を開始していること
伝染性軟属腫(水いぼ)	お休みの必要はありません
流行性結膜炎(はやりめ)	急性症状が消えるまで(1～2週間)医師の判断による
◎ 発熱や嘔吐、下痢のある場合は十分休養してください。	

〔出典：保育園における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)〕

- ※ 治ゆ後の登園は、医師の指示に従ってください。
- ※ 原則として薬を持ての登園はご遠慮ください。
(1日3回服用を1日朝夕2回とならないか、主治医にご相談ください。)

17 食 事

【保育園での給与栄養目標量】

	エネルギー kcal	たんぱく質 g	脂質 g	カルシウム mg	食塩相当量 g
乳 児	500	17	14	230	1.6未満
幼 児	530	18	14	230	1.5未満

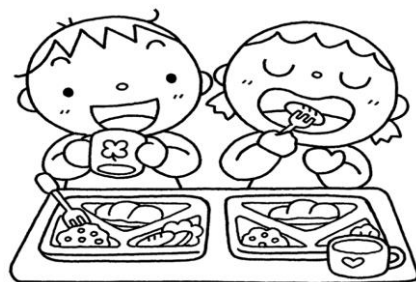
【食事内容】

	午前おやつ	昼食			午後おやつ
	10時	主食	副食		3時
			主菜	副菜	
乳 児	牛乳・菓子 果物等	米 パン めん類	大豆・豆類 魚介類 肉類 卵類等	野菜類 芋類 きのこ類 海藻類 果物等	牛乳 手作りおやつ 菓子 果物等
幼 児	—				

※ 0歳は離乳食献立です。

【食事大切にしていること】

- ☆ 楽しく食事をする。
- ☆ 食習慣を身につける。
手洗い・うがい・歯みがき・あいさつ・姿勢など
- ☆ バランスよく食べ丈夫な体をつくる。
- ☆ かむ力(そしゃく力)を養う。
- ☆ 箸や、スプーンを使えるようにする。



アレルギーがある園児で除去食の対応が必要な場合は、専門医の指示に基づいた生活管理指導票の提出が必要です。

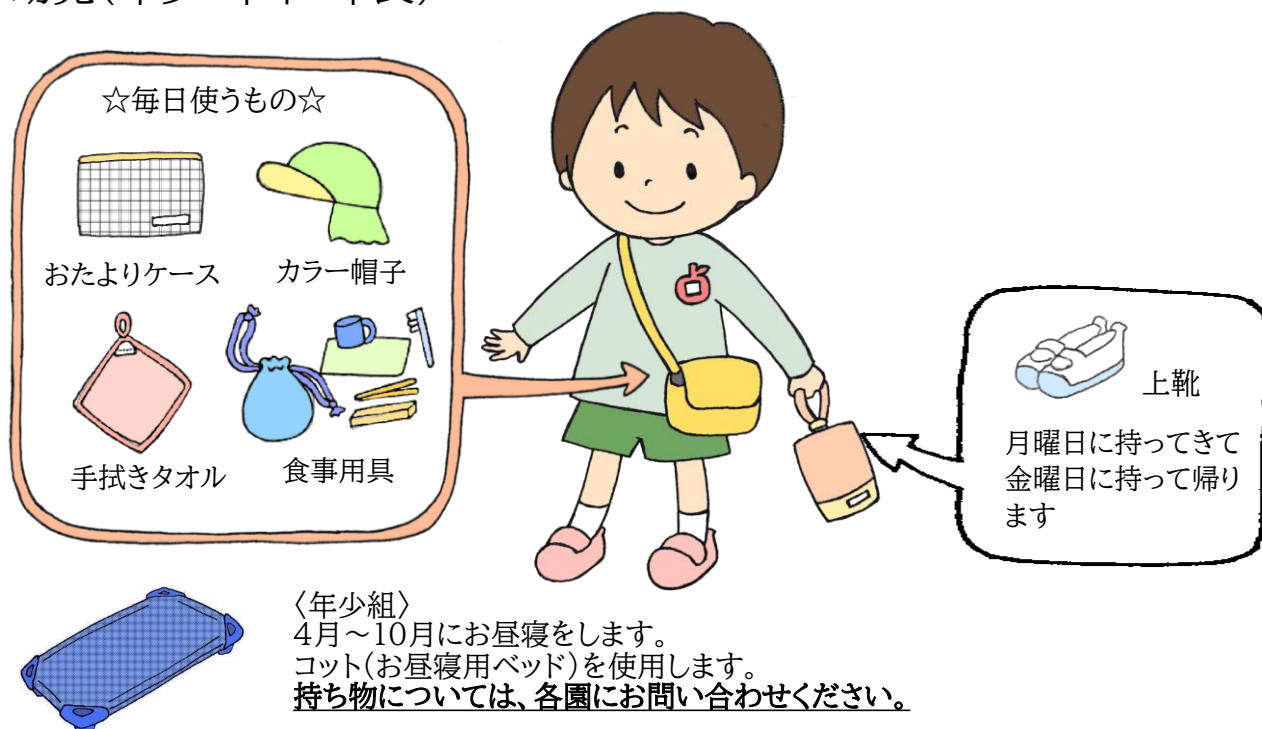
18 園生活に必要な物について

(園によって異なることがあります。)

乳児(0・1・2歳児)



幼児(年少・年中・年長)



19 家庭へのお願い

(1) 生活習慣

- ・ 子どものできることは、自分でできるよう簡単なことから習慣づけましょう。
- ・ 早寝、早起きに心掛けましょう。
- ・ 朝食を食べて登園しましょう。
- ・ 排便は、朝済ませるようにしましょう。
- ・ 手洗い、うがいの習慣をつけましょう。
- ・ あいさつ、返事などができるようにしましょう。
- ・ 大人も子どもも、正しいことばづかいに気をつけましょう。
- ・ 自分であとかたづけをするようにしましょう。

(2) 服装

- ・ 動きやすく、脱ぎ着しやすいものを選びましょう。
- ・ 清潔なものを身につけるように心掛けましょう。
- ・ 薄着の習慣をつけましょう。
- ・ 靴は足にあった歩きやすいものを選びましょう。

(3) その他

- ・ 持ち物及び衣服には、すべて名前を書いてください。
- ・ 配信されたお知らせや配付物は必ず読んでください。
- ・ 保育時間中、電話による担任の呼び出しは、ご遠慮ください。
- ・ 保育中に発熱・発病をした場合は連絡しますので、迎えに来てください。
- ・ 日頃から災害・病気など緊急時に迎えに来られる体制をつくっておいてください。
- ・ 住所・勤務先・電話番号・携帯電話・緊急連絡先等に変更がありましたら、必ずその都度お知らせください。
- ・ 退園される場合は、すみやかに園長に申し出てください。
- ・ 子育てについて不安なこと、困っていることなどありましたら、保育園に気軽にご相談ください。

春日井市公立保育園一覧表

No.	園 名	住 所	電話番号	開園時間 月曜～金曜 土曜日	利用定員		
					計	3号	2号
1	第一保育園	弥生町5264番地1	81-2006	7:00～19:00 7:00～15:00	246	66	180
2	第二保育園	上田楽町3456番地4	81-3044	7:00～19:00 7:00～15:00	130	42	88
3	第三保育園	篠木町5丁目35番地	83-5522	7:30～18:30	248	70	178
4	西部保育園	宮町字宮町101番地	31-3242	7:30～18:30 7:30～15:00	194	34	160
5	桃山保育園	桃山町1丁目130番地5	81-3073	7:30～18:30 7:30～15:00	142	34	108
6	玉川保育園	玉野町1460番地	51-2606	7:00～19:00 7:00～15:00	132	32	100
7	高座保育園	高蔵寺町北3丁目6番地3	51-2611	7:00～19:00	180	72	108
8	出川保育園	出川町3丁目8番地2	51-0031	7:00～19:00	247	69	178
9	坂下南保育園	坂下町4丁目332番地3	88-0034	7:30～18:30 7:30～15:00	153	58	95
10	坂下北保育園	明知町875番地	88-0073	7:30～18:30 7:30～15:00	112	32	80
11	外之原保育園	外之原町2486番地4	91-1781	7:30～18:30 7:30～15:00	80	0	80
12	上八田保育園	八田町2丁目13番地6	81-2269	7:30～18:30 7:30～15:00	202	42	160
13	松原保育園	東野町2丁目5番地1	81-6025	7:30～18:30 7:30～15:00	247	55	192
14	白山保育園	味美白山町2丁目3番地2	31-6622	7:30～18:30 7:30～15:00	128	28	100
15	勝川北部保育園	旭町4丁目25番地	31-9583	7:00～19:00	143	43	100
16	牛山保育園	四ツ家町字二ツ杵132番地	31-5002	7:00～19:00 7:00～15:00	72	24	48
17	藤山台保育園	藤山台3丁目3番地	91-3854	7:00～19:00	150	60	90
18	小野保育園	小野町5丁目16番地	82-8500	7:00～19:00 7:00～15:00	268	56	212
19	味美保育園	味美町3丁目160番地	33-6755	7:30～18:30	159	51	108
20	神領保育園	神領町1丁目1番地12	81-2013	7:00～19:00 7:00～15:00	260	84	176
21	岩成台保育園	岩成台6丁目2番地2	91-2557	7:00～19:00	150	60	90
22	前並保育園	前並町2丁目8番地1	32-2199	7:00～19:00	181	61	120
23	追進保育園	追進町1丁目50番地	32-8525	7:00～19:00 7:00～15:00	160	60	100
24	貴船保育園	貴船町53番地	83-5737	7:00～19:00 7:00～15:00	165	57	108
25	下津保育園	下津町195番地1	83-9880	7:30～18:30 7:30～15:00	153	45	108
26	柏原保育園	柏原町5丁目28番地	84-1890	7:30～18:30 7:30～15:00	230	62	168
27	大手保育園	大手町3丁目23番地1	84-0811	7:30～18:30	150	42	108
28	瑞穂保育園	瑞穂通8丁目48番地	81-4321	7:30～18:30	130	42	88
29	柏原西保育園	柏原町1丁目97番地4	31-8893	7:00～19:00	239	63	176



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」